

6 文科高第 1518 号
令和 6 年 12 月 24 日

各国公私立大学長（大学院大学を除く） 殿

文部科学省高等教育局長
伊 藤 学 司

大学入学者選抜実施要項において定める試験期日等の遵守について（依頼）

令和 7 年度大学入学者選抜の実施にあたっては、国公私立大学及び高等学校関係団体の代表者等を構成員とする大学入学者選抜協議会（以下「協議会」という。）において合意がなされ、通知しています「令和 7 年度大学入学者選抜実施要項」（令和 6 年 6 月 5 日付け 6 文科高第 299 号高等教育局長通知、以下「実施要項」という。）に基づき、適切に実施することをお願いしているところです。

しかしながら、例えば試験期日に関し、一般選抜のみならず総合型選抜や学校推薦型選抜においても、個別学力検査（各教科・科目に係るテスト）の試験期日は令和 7 年 2 月 1 日から 3 月 25 日までの間に行うものと実施要項で定めているにもかかわらず、この期日以前に個別学力検査（各教科・科目に係るテスト）を行っている選抜が散見されとの指摘がなされています。またこれに関して、本年 10 月に開催された協議会においても、高等学校関係団体を中心に強い懸念が示されるとともに、別途意見照会を行ったところ、12 月までに以下の見解や試験期日等の遵守を求める旨が示されたところです。

- ・（期日以前に選抜が行われることにより）生徒の安易な進路選択につながるなど、進路指導という観点を含め、高等学校教育に大きな影響を及ぼす
- ・一部の大学において実施要項の趣旨を踏まえず、高等学校教育における学びの継続性や教育課程に影響を与えかねない、早期選抜が実施されていることに憂慮し、正常な高等学校における教育と大学における教育の接続が実施されるよう願う
- ・総合型選抜や学校推薦型選抜では入試方法の多様化、評価尺度の多元化に対する大学の努力の一環であり、選考に当たり丁寧な資料の見取りとそれに係る時間を相応に要することから、一般選抜に比して早期に実施されているものと理解
- ・現行の実施要項に基づけば、各大学はアドミッション・ポリシーに基づいて大学入学者選抜を実施するものであり、少子化によって減少する学生を他大学に先駆けて確保することが目的ではないはず

大学入学者選抜は、高等学校における教育と大学における教育を接続する教育の一環として実施するものであり、高等学校における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮を行うことが求められます。このため、国公私立大学及び高等学校関係団体の代表者等

による合意の結果を通知している実施要項に定める試験期日等については、その遵守がまず何より重要です。

実施要項の内容については協議会において検討が進められているところですが、各大学においては、上記の内容について改めて各大学内でも十分に留意した上で、定められた実施要項に基づき大学入学者選抜を適切に実施するとともに、引き続き大学入学者選抜の工夫・改善を進めるよう改めてお願いいたします。

【本件担当】

高等教育局大学教育・入試課

大学入試室入試第三係 麻田、新井

T E L : 03-5253-4111 (内線 4902)

E-mail : gaknyusi@mext.go.jp

【抜粋】令和7年度大学入学者選抜実施要項

(令和6年6月5日 6文科高第299号文部科学省高等教育局長通知)

第4 試験期日等

- 1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。

本試験 令和7年1月18日、19日

追試験 令和7年1月25日、26日

- 2 第6の1に示す個別学力検査（各大学で実施する一般選抜における学力検査並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する場合の学力検査）の期日については、次により適宜定める。

- (1) 試験期日 令和7年2月1日から3月25日までの間

なお、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和7年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

- (2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。

- (3) 合格者の決定発表 令和7年3月31日まで

- 3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

- 4 総合型選抜については、入学願書受付を令和6年9月1日以降とし、その判定結果を令和6年11月1日以降に発表する。

- 5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和6年11月1日以降とし、その判定結果を令和6年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。

- 6 帰国生徒又は社会人を対象に募集区分を設ける場合の試験期日、入学願書受付期間及び合格者の決定発表は、上記2から5によることを要しない。